

全世界の総漁獲可能量の配分に関する決議

(第30回委員会年次会合 (2023年10月9-12日) において改正)

みなみまぐろ保存拡大委員会は、

最善の科学的助言に基づくみなみまぐろの保存及び最適利用を確保する必要性に駆られ、

第16回拡大委員会年次会合における名目漁獲量水準に関する合意及び同会合において採択されたみなみまぐろの総漁獲可能量及び将来の管理に関する決議を想起し、

2011年の拡大委員会年次会合において採択された管理方式の採択に関する決議に加え、

管理方式は、2012年から総漁獲可能量の設定の基礎となっていることに留意し、

総漁獲可能量をメンバー及び協力的非加盟メンバーに配分するための透明性がありかつ一貫したプロセスは、メンバー及び協力的非加盟国、特にそれらの水産業界に対して確実性を与えかつ国別配分の管理を容易にするものであることから、その必要性を考慮し、

2011年の拡大委員会特別会合において同委員会が、管理方式に基づき全世界の総漁獲可能量が増加される際にその増加分の配分に適用される原則に合意したことを想起し、

2016年に名目漁獲量比率の変更が合意されたことに留意し、

全てのメンバーが元々の名目漁獲量水準に達しており、2018年からはそれを超える水準となっていることをさらに想起し、

2021年のパフォーマンス・レビューにおいて新たなメンバー及び協力的非加盟国に対する配分に関する明確な指針を策定するよう勧告されたことを考慮し、

みなみまぐろの保存のための条約第8条3(a)に基づき、次のとおり決定する。

1. 管理方式 (MP) ¹に基づき設定される総漁獲可能量 (TAC) は、この決議に従いメンバー及び協力的非加盟国に配分されるものとする。
2. この決議において別に定めがある場合を除き、TACは、メンバーに対して、この決議の付属書に規定されたメンバーの国別配分量比率の水準に基づき配分されるものとする。
3. TACの変更がない場合には、各メンバーの配分量は変更されない。

¹ 2011年の拡大委員会年次会合において採択された管理方式の採択に関する決議及び当該決議のその後のすべての改正に基づき合意された管理方式。

4. TACの増加があった場合には、この決議の付属書において規定される国別配分量比率の水準に基づき、かかる増加量がメンバー間で配分される。TACの減少があった場合には、各メンバーの配分量は、それぞれの国別配分量比率の水準に整合的な形で削減される。しかしながら、欧州連合に対する国別配分量が10トンを下回ることはないものとする。この決議のパラグラフ6及び7に規定される協力的非加盟国(CNM)及び／又は新たなメンバーに対する国別配分量は、ECによる別の決定に基づき削減される。
5. 拡大委員会は、拡大科学委員会による助言に基づき、調査死亡枠としてTACから留保する数量を決定することができる。
6. 拡大委員会は、*拡大委員会及び拡大科学委員会の協力的非加盟国の地位の設立のための決議*に基づき協力的非加盟国(CNM)の地位が承認された場合、当該年次会合において、当該CNMの潜在的なSBT漁獲能力、管理・監視・取締り能力、CCSBTにかかる義務を実施するための管理機構、過去におけるSBTの漁獲及び管理に関する記録、及びSBTの漁獲にかかるニーズといった要素を踏まえ、当該CNMに対する国別配分量を決定することができる。当該国別配分量は、CNMとしての地位の年次レビューの対象となり、パラグラフ4に基づき減少する可能性がある。
7. 拡大委員会は、*拡大委員会及び拡大科学委員会を設立する決議*に基づき新たなメンバーが加盟した後の最初の年次会合において、当該新メンバーの潜在的なSBT漁獲能力、管理・監視・取締り能力、CCSBTにかかる義務を実施するための管理機構、過去におけるSBTの漁獲及び管理に関する記録、及びSBTの漁獲にかかるニーズといった要素を踏まえ、当該新メンバー(すなわち本決議の付属書に掲げられていないメンバー)に対する国別配分量を決定することができる。当該国別配分量は、拡大委員会が別の決定を行わない限り、最初の三漁期の間において、当該年次会合の年におけるTACの最大0.355%を超えてはならず、パラグラフ4に基づき減少する可能性があるものとする。
8. パラグラフ5から7に基づき決定された総量は、付属書の規定に基づくメンバーに対するTACの配分の前に、全世界のTACから控除されるものとする²。
9. 新たなメンバーについては、少なくともパラグラフ7に規定する三年の期間の後であって国別配分量に関する次回の決定が初めて行われる際に、CCSBTの措置にかかる当該新メンバーの遵守状況のレビューを条件として、当該メンバーを付属書に追加することができる。当該新メンバーの追加の結果として、付属書における国別配分量比率の水準は変更され得る。

² 条約第11条2項(b)に基づく分担金の算定において、「漁獲量」とは新メンバーに関するパラグラフ7及びメンバーに関するパラグラフ8に従って決定される数量と解するものとする。

メンバーの国別配分量比率

メンバー	国別配分量比率 ³
日本	35.5643%
オーストラリア	35.5643%
韓国	7.1568%
漁業主体台湾	7.1568%
ニュージーランド	6.2779%
インドネシア	5.7785%
南アフリカ	2.4387%
欧州連合	0.0628%

³ CCSBT 23 (2016年) の決定のとおり。当該会合報告書パラグラフ 58 を参照。これは新たな比率が発効した際に適切に調整される。